

九州大学総合研究博物館自己点検・評価委員会内規

(設置)

第1条 九州大学総合研究博物館（以下「博物館」という。）に九州大学評価委員会規則（平成16年度九大規則第13号）第8条の規定に基づき、九州大学総合研究博物館自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、博物館における自己点検・評価について、次に掲げる事項を行う。

- (1) 博物館の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の自己・点検評価に関すること。
- (2) 中期目標・中期計画の達成度の自己点検・評価に関すること。
- (3) 自己点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること。
- (4) 博物館の教育研究等についての外部評価の聴取及びその検討に関すること。
- (5) その他自己点検・評価に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 副館長

- (2) 前号を除く博物館の専任の教授及び准教授のうちから館長が指名する者 1人
- (3) 第1号及び第2号を除く博物館運営委員会委員のうちから館長が指名する者 2人
- (4) その他委員会が必要と認めた者 若干人

2 第2号から第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、構成員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第5条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(補足)

第6条 この内規に定めるもののほか、博物館の自己点検・評価に関し必要な事項は、博物館運営委員会の議を経て、委員長が定める。

附 則

1 この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成19年4月1日から施行する。